

## いじめ防止対策の強化を求める意見書

いじめ認知件数は、「いじめ防止対策推進法」が制定された平成 25 年以降も年々増加し、令和 5 年度には小・中・高等学校及び特別支援学校における全国でのいじめ認知件数は、73 万 2,568 件（前年度 68 万 1,948 件）であり、前年度から 5 万 620 件（7.4%）増加し、過去最多となった。

また、令和 5 年度はいじめの解消状況については、56 万 7,710 件（77.5%）で、いじめが一定数解消されていると考えられるが、いじめの重大事態の発生件数は、1,306 件であり、前年度から 387 件（42.1%）増加している。このような状況は、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教職員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題も浮き彫りになっているものと考えられる。

いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」等においては、複数の教職員が参加する「学校いじめ対策組織」がいじめの認定を行った上で被害者を守り抜くことや、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのための年間の学校教育活動全体を通じた「学校いじめ防止プログラム」を定めているが、学校現場での取組は不十分と言わざるを得ない。

さらに、いじめ重大事態への対処についても教育委員会や学校が文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく対応を行わないなど不適切な事例が繰り返し生じている。

いじめの内容は複雑化しており、ICTリテラシー教育と同時に、「ネットいじめ」の防止策などを進めるべきであることから、国は教育委員会や学校へいじめに対する具体的な対応策を求めているが、その内容が具体的でないことが多く、多忙を極める学校現場はその対応に苦慮している。

また、根本的にいじめ問題の解決を図るためには、子どもたちがそれぞれの能力を豊かに伸ばし、自己肯定感・自己達成感を育む教育を目指すことが重要である。

よって、国においては、いじめのない学校づくりのため、子どもたちが安心・安全に過ごし健やかに成長できる教育環境整備のため、下記の事項について早急に対応するよう強く要望する。

## 記

1. いじめ防止対策推進法が求める対策の徹底強化、教育委員会の取組責任の確立、日常的な学校、児童相談所、警察、人権擁護機関の連携強化を推進すること。

2. きめ細やかな指導が行えるよう、教員の多忙化解消、教員定数の充実及びスクールカウンセラー、養護教諭、ICT指導員などの人員確保のための予算拡充を迅速に行うこと。
3. いじめが発生した場合の具体的な調査手順や、被害者と加害者への適切なサポート体制について、より明確な方針やガイドラインを策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月26日

江南市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）